

建管 第424-5号
平成30年7月31日

関係各団体の長 様

埼玉県県土整備部長
(公印省略)

建設工事現場における猛暑への対応について

日ごろ、建設工事現場における熱中症予防については、適切に対応していただき
ており感謝を申し上げます。

平成30年7月26日付けの気象庁による「関東甲信地方の1か月予報」による
と、今後も引き続き気温の高い状態が続くことが示されています。

工事現場で働く作業員等の身体に危険を及ぼすような暑さの中では、現場作業を
休止することも必要です。このため、下記のとおり対応することとしましたので参
考に送付します。

なお、測量や地質調査等の現場作業を要する委託についても同様の取組を行いま
す。

記

- 1 受注者に対し、改めて工事現場における熱中症対策の再点検、徹底等を求める
こと。
- 2 猛暑日（日最高気温が35度以上の日）は、埼玉県建設工事標準請負契約約款
第21条（受注者の請求による工期の延長）第1項で示す「天候の不良」に該当
する。この旨を受注者に周知するとともに、受注者から工期延長等の協議がなさ
れた場合は適切に対応すること。

担当 建設管理課 技術管理担当
電話 048（830）5201